

幼児教育・保育の無償化について

保 育 課

○概要

- ・ 3歳児～5歳児の幼児教育・保育が、2019年10月より無償化されます。目的は、①幼児教育の重要性、②少子化対策として保護者の負担軽減です。
- ・ 根拠法令は、子ども・子育て支援法。保育所等の利用による給付費と同じ位置付け(扶助費)で、私学助成幼稚園や認可外保育施設等の利用にも給付します。
- ・ 当初「幼児教育の無償化」だったものが、「全ての子どもを対象」との枠組みから「幼児教育・保育の無償化」となり、「認可保育所に入所できず認可外保育施設を利用している世帯」の均衡を図るため、認可外保育施設を含む様々な公的サービスが給付対象となったものです。
- ・ 給付額は、認可保育所、認定こども園や子ども・子育て支援給付を受ける幼稚園は市が定める保育料が0円になる、私学助成の幼稚園の利用世帯は①園へ給付(代理受領)②保護者への給付のいずれかの手法で月額25,700円を上限に、認可外保育施設等の利用世帯は月額37,000円を上限に給付します。幼稚園の保育料が月額25,700円を超える場合、その差額は引き続き保護者負担。月額25,700円を下回る場合は、その実額。入園年度は、入園料も給付の対象として積算に入れます。
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用して就労している保護者は、保育認定を受けた場合に預かり保育を日額450円(月額11,300円)を上限に、更に給付します。(37,000円-25,700円=11,300円)
- ・ 私学助成の幼稚園児分は、上半期は幼稚園就園奨励費、下半期は幼児教育・保育無償化給付となります。

○新たな給付の概要

- ◇3歳から5歳で施設・サービスを利用している児童全てに何らかの給付を行う前提
 - ・ 給付対象は保育料のみ。別途徴収しているもの(実費徴収・上乘徴収)しているものは対象外。
 - ・ 幼稚園、保育園、企業主導型保育事業、認可外保育施設等。
- ◇給付種別間での併給が無いよう、また、支給上限額の範囲内となるよう支給管理が生ずる
 - ・ 給付単価は上限規定であり、実額が下回る場合は、支給額の調整を行う必要がある。
 - ※3歳～5歳の幼児教育の上限額25,700円、保育の上限額37,000円。
 - ・ 幼稚園での預かり保育の給付は、保育認定を受けている場合日額450円(月額11,300円)を上限とするため、毎月の利用実績に応じた給付となる。
 - ・ 保育認定を受けていて、幼稚園の預かり時間が不足する場合やどこにも在園していない児童は、一時預かりやファミサポ等の利用について給付する。

○周知等

- ◇幼稚園と保育園
 - ・ 保護者へは、幼稚園と保育園を通じて周知をします。
- ◇認可外保育施設等
 - ・ 国・県と連携し、施設と保護者への制度周知を図り、保護者が市に申請するよう案内します。
- ◇7月号 市公報で広く市民に制度概要を周知する。

○各園にご協力とご検討をお願いしている事

◇全体

- ・在園児の住所地の自治体から給付されます。
- ・給付手法は、隣接自治体と調整し、なるべく同様の手法としたいと考えています。
- ・認定用の書類、請求用の書類等、使用する書式が自治体で異なる場合があるかもしれませんが、ご理解とご協力を願います。
- ・給付手続き等、各園でご要望等ありましたら、改めて市でご相談ください。

◇私学助成の幼稚園

上半期は就園奨励費、下半期は無償化給付となります。

▽給付事務

- ・逗子市の給付方法は、園に給付し各園の保育料を減額することで、各園のご理解をいただいております。
 - ※園へ給付は前金でお支払いし、事後清算手続き(期間中の入園・退園、転居による差異)が必要です。給付は四半期毎に3カ月分のお支払いの方向です。隣接市町の状況等を踏まえて、決定し次第ご通知します。
 - ※預かり保育の給付費は、保護者への償還払いとなります。
 - ※市町により保護者への給付の場合、月別の在園証明書と保育料の納付証明の発行をお願いします。
- ・就労等での預かり保育の利用は、預かり保育の実施状況と保育料がいくらかかったか、月別の証明の発行を願います。
- ・園で給食を提供している場合、低所得世帯(年収360万円程度)への給付があります。給付のための証明書の発行事務が生じます。
 - ※支給対象は原材料費であり、日額230円(月額4,500円)が上限です。

◇幼稚園型認定こども園

▽支給認定の資格の認定

- ・1号認定(教育)、2号認定(保育)を受け、その範囲での利用は、下半期の保育料分が公定価格に上乘せされるので、園でのご対応はありません。
- ・1号認定(教育)で預かり保育を利用して就労している保護者は、新たな保育認定手続きが必要になります。

▽給付事務

- ・1号認定(教育)で入園し、就労して2号認定を合わせて受けている世帯の預かり保育は、預かり保育の実施状況と保育料がいくらかかったか、月別の証明の発行を願います。
- ・1号認定(教育)児童への給食を提供した場合、低所得世帯(年収360万円程度)への給付がありません。給付のための証明書の発行を願います。

◇認可保育所

- 基本的には、下半期の保育料分が公定価格に上乗せされるので、園でのご対応はありません。
- 給食費は無償化の対象になりません。園で月 4,500 円を基本として保護者から徴収していただくこととなります。
 - ※市の徴収基準額表で第 6 階層(年収 360 万円程度)までの方は給食費も無償ですので、園児により徴収する場合としない場合が生じます。徴収事務及び個人情報の秘匿にご協力を願います。
 - ※国からは、各園の実際の給食原材料費を徴収することとされていますが、各施設で異なることは望ましくない等の理由から、市内で統一化しています。
- 無償化に伴い、自由契約制度は廃止を予定しています。

種別別一覧

制度種別	利用形態	給付	概要	支給方法
新制度	幼稚園	1号	新制度の幼稚園のみ利用	園への給付費
	幼稚園+預かり保育	2号	新制度の幼稚園と預かり保育を利用	園への給付費
	幼稚園+預かり保育	新2号	新制度の幼稚園と預かり保育を利用	園への給付費
私学助成	幼稚園	新給付	25,700円上限で当該園の保育料	園への給付もしくは、保護者給付
	幼稚園+一時預かり	新給付+新2号	25,700円上限で当該園の保育料 11,300円上限で一時預かり保育料	25,700円分は園へ給付、保育部分は保護者へ給付
新制度	保育園(3歳~5歳)	2号		園への給付費
	保育園(0歳~2歳)	3号	非課税世帯のみ	園への給付費
	地域型(0歳~2歳)	3号	非課税世帯のみ	園への給付費
認可外①	企業主導型 (3歳~5歳)	認定不要 地域を含む	国要綱で定める額を協会が直接施設補助。	協会から施設補助
認可外②	認可外保育施設 (3歳~5歳)	2号	37,000円を上限に	保護者へ償還払い
	認可外保育施設 (0歳~2歳)	3号	42,000円を上限に ※非課税世帯のみ	保護者へ償還払い
	ベビーシッター等 (3歳~5歳)	2号	37,000円を上限に	保護者へ償還払い
	一時預かり・ファミサポ 等(3歳~5歳)	2号	37,000円を上限に	保護者へ償還払い

※新2号=2号認定はするが、①利用調整しない、②標準・短時間の認定しない。